

### 3 就学後のフォローアップと「学びの場」の柔軟な見直し

#### (1) 就学後のフォローアップ

教育支援は、就学先が決定したら終わるものではありません。就学後も保護者に寄り添いながら一貫した教育支援を行うことが大切です。特に、市町村の教育支援（就学相談）委員会は該当児童生徒の支援にかかわる情報をもっているため、それを判断報告書等に記載して就学先に伝えるのはもちろん、保護者の了解の下、就学先である小中学校の担当者との支援会議等を開き、直接、支援情報を伝えることも有効です。

就学直後は、なかなか環境に慣れず、本人・保護者ともに精神的に不安定になる様子も見られます。そうした保護者の精神面での支えとなることも教育支援（就学相談）委員会の重要な役割です。状況に応じて教育相談等の機会を設定し、保護者の不安感を少しでも減らすように努めましょう。

また、市町村教育委員会から支援情報を受け取った小中学校は、特別支援教育コーディネーターや校内教育支援（就学相談）委員会が、中心となって支援情報を生かして校内の支援体制を整備します。

##### ① 学級づくり

本人が自分の力を最大限発揮するためには、本人とその周りとの関係性がとても重要な要素となります。つまり、本人が所属する学級に「自分も思い切りやりたい」と思える雰囲気や、やり終えたときに「よくやったね」と、ともに認め合える環境があるかということが大切になります。

その学級が、子どもにとって達成感や成就感が得られる場であるか、ほめられ認められる場であるか、安心でき存在感が感じられる場であるかということが重要です。それらのことがあるか否かによって、子どもたちの感じる困難さは大きくもなり小さくもなります。

##### ② 交流及び共同学習

「学びの場」を特別支援学校に決めた場合、居住地の同年代の友だちとのかかわりが少なくなります。子どもの社会参加を促す視点から、居住地の同年代の友だちとのかかわりは、本人・保護者のニーズに応じて確保することが必要であり、それが、合理的配慮の一つにもなります。

地域の子どもは地域で育てる視点からも、居住地校等との交流及び共同学習については、市町村教育委員会や小中学校、特別支援学校間の連携について工夫する必要があります。

例えば、「副学籍」は、工夫の一例です。法令上の学籍は特別支援学

校にあるのですが、居住地校にも副次的な籍を設けることで積極的に交流を行おうとする制度で、市町村教育委員会が主体となって進めています。具体的には、特別支援学校に在籍する子どもの下足箱・座席の設置、学級名簿への記載を居住地校において行う等の取組があります。

これらは子ども同士や支援者同士が、互いの違いを認め合いつつ、ともに暮らしていける豊かな地域づくりにつながると考えられています。

同じ小中学校内で、特別支援学級に在籍する子どもと通常の学級に在籍する子どもについても、同様の趣旨から、交流及び共同学習を積極的に進めましょう。

## (2) 「学びの場」の柔軟な見直し

就学時に決定した「学びの場」は、小学校6年間と中学校3年間、ずっと同じというものではありません。子どもの発達や適応の状況、学習環境の変化等に応じて、柔軟に変更することが可能です。子どもの実態に合わせて、小中学校から特別支援学校への転学、または特別支援学校から小中学校への転学といったように、双方向での転学等ができることを関係者は十分理解しておく必要があります。

その際、重要になるのが、個別の教育支援計画（P30参照）と校内教育支援（就学相談）委員会です。

### ① 個別の教育支援計画を基に

個別の教育支援計画には、本人の障がいの状態や教育的ニーズ、支援の内容等が記載されています。それを基に支援の内容や教育課程、本人の育ち等について関係者が話し合い、見返すための支援会議等を継続的に開催することが大切です。そして、その中で記載されている内容と本人の実態がかけ離れているようであれば、「学びの場」の見直しも視野に入れて話し合いを進めることが必要になります。

### ② 校内教育支援（就学相談）委員会を中心に

「学びの場」の見直しは、就学に関する内容なので、校内教育支援（就学相談）委員会が中心となって会議等を進めます。校内教育支援（就学相談）委員会では、個別の教育支援計画を基にそれぞれの場に応じたような教育課程があり、どのような支援が受けられ、どのような育ちが期待できるのか等について、専門家の意見も聞きながら検討を重ね、就学先について慎重に判断をしていきます。

通常、就学先の変更については、校内教育支援（就学相談）委員会

から、市町村教育委員会に資料を上げ、市町村の判断によって就学先の変更が認められます。

しかし、児童生徒の状態によって急を要する場合には、校内教育支援（就学相談）委員会に市町村の専門家チームが参加するなどして、市町村教育委員会の承諾のもと、校内教育支援（就学相談）委員会の機能を拡大させることによって、校内教育支援（就学相談）委員会の決定を市町村教育委員会の決定として扱うこともできます。

そのようなことも十分踏まえた上で、継続的に支援会議や校内教育支援委員会を開催することが大切です。

### （3） 特別支援学校から小中学校への転学

就学後の継続した教育相談や支援会議の中で、子どもの発達や程度や適応の状態から考えて「学びの場」や教育課程を、より適切なものに変更した方がよいと考えられる場合は、校内教育支援（就学相談）委員会を開催し、新しい「学びの場」や教育課程について検討します。

※ 基本的には、入学前の教育相談や就学判断と同じように、時間をかけて丁寧に進めます。必要に応じて、学校見学や体験入学等を行う場合があります。

※ 特別支援学校から小中学校等へ転学する場合は、本人の状態によって、以下の2通りが考えられます。

① 治療や訓練、学習等により、障がいそのものが改善し、学校教育法施行令第22条3に該当しなくなった場合（視覚障害者等でなくなった場合）。

② 本人の障がいの状態そのものには変わりはないが、支援の内容や地域における体制整備の状況等の変化により、小中学校への就学が適当であると考えられる場合（認定特別支援学校就学者でなくなった場合）。

市町村教育委員会は、①の場合については、速やかに就学する学校と入学期日を指定して保護者と小中学校に通知します。

②の場合については、市町村教育支援（就学相談）委員会で、本人の状態や地域の体制整備の状況を踏まえ、本人・保護者の意見や専門家の意見を聞きながら就学先について総合的に判断します。

場合によっては、「やはり、特別支援学校に就学することが適当である」という判断が出る場合もあります。その場合、引き続き元の特別支援学校に就学します。

事例によっては、本人の状態等によって至急判断が求められる場合があります。このような場合には、定例の市町村教育支援（就学相談）委員会での判断にとらわれず、専門家チーム等の判断を参考に市町村教育委員会が適切な時期に「学びの場」を決定することも可能です。

#### （４） 小中学校間の転学

「学びの場」や教育課程の判断には、本人の発達や適応の状況だけでなく、学校環境等地域の体制整備の状況も合わせた総合的判断が必要です。このことから考えると、小中学校間での転学に際しては、新たに子どもを受け入れる学校の市町村教育委員会が、就学後の状況を基に、「学びの場」や教育課程について、改めて総合的に判断することが望ましいと言えます。

また、転出する学校で実施していた合理的配慮について、転入する学校で実施可能かどうかについても、保護者及び双方の地域の専門家チームや、学校関係者間で、事前に相互参観や体験入学等を通し、確認しておくことが大切です。

同様に、転入後の「学びの場」や教育課程についても、転入を受け入れる前に、転出する学校での状況を踏まえ、本人・保護者と受け入れる学校間とであらかじめ確認しておく必要があります。

#### （５） 小中学校内での「学びの場」や教育課程の変更

基本的な判断の流れは、入学前の教育相談や就学判断と同じ流れで取り組みます。

ただし、さらに適切な支援を行うために、より实际的に「学びの場」や教育課程を変更する場合として、以下の３通りがあります。

- ① 特別支援学級から通級による指導に変更する場合
- ② 特別支援学級から通常の学級に変更する場合
- ③ 通級による指導から通常の学級に変更する場合

上記の３通りについては、校内教育支援（就学相談）委員会が中心となって、「学びの場」や教育課程の変更について判断します。その際、市町村教育委員会の専門家チーム等による継続された支援会議や教育相談での内容（本人の発達や適応の状況、校内の体制整備の状況等）を参考にします。

校内教育支援（就学相談）委員会の判断を基に、学校長が「学びの場」

や教育課程の変更を決定し、市町村教育委員会に報告します。

#### 【学びの場・教育課程の変更の流れ】

- 1 専門家チーム等による継続された教育相談
- 2 教育相談の中で障がいの状態と「学びの場」の判断，保護者との合意形成
- 3 校内教育支援（就学相談）委員会による「学びの場」の判断
- 4 学校長が「学びの場」を決定
- 5 学校長が市町村教育委員会に「学びの場」の変更を報告

### コラム 2

#### 【自閉症・情緒障害特別支援学級から通常の学級への変更】

自閉症・情緒障害特別支援学級（以下、自情障学級）に在籍する子どもが、交流及び共同学習として、通常の学級で学ぶ場合には、支援のあり方について慎重な検討が必要です。

特に、自情障学級で学ぶ時間数が、週8時間以内で、その他を通常の学級で学んでいる事例は、「学びの場」や教育課程について見返すことが必要となります。もちろん、週8時間以内であっても、本人の発達や適応の状況から、自情障学級に在籍することが必要という場合もあります。

週時間数のみで考えるのではなく、「本人が自分の力を最大限発揮し、達成感や満足感を味わいながら生きる力を身に付けられる場所はどこか」という視点をもって検討を重ねることが大切です。

校内教育支援（就学相談）委員会の検討においては、週時間数を一つの目安として、学習の内容や支援の状況、取組の期間等、本人の状況と学校環境等も含めて総合的に判断することになります。

【「通級による指導」にかかわる判断】

平成 26 年度時点で、長野県内の発達障がいに対応している通級指導教室（LD等通級指導教室）は、小学校で 18 校設置の状況です。こうした実情を踏まえ、通級指導教室が利用できない学校・地域の「通級による指導」の判断は、以下のように進めます。

【手順①】略（P46 参照）

【手順②】障がいの程度の判断

- ・ 通級指導教室があるかないかで、子どもの障がいの程度が変わるものではありません。
- ・ 該当する子どもがいる場合、「通級による指導」の判断を適正に行います。

就学判断 検討シート		障がいの状態の判断				
本人が困っていること	本人 保護者	諸検査の結果・考察 添付資料	② 障がいの程度の判断			⑦ 就学先（学びの場）の判断
			① 障がいの区分・種類の判断	22条の該当	756号該当 特別支援 学級 通級に よる指導	
			視覚障害者			
			聴覚障害者			
			知的障害者			
			肢体不自由者			
			病弱者			
			言語障害者			
			自閉症者			
			情緒障害者			
			学習障害者			
			注意欠陥多動性障害者	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	
願	本人 保護者	長所 その子らしさ 行動面・コミュニケーション等	将来の自立と社会生活の充実に向けて（長期的な目標）	③ 教育目標の設定		
幼児児童生徒氏名(性別) ふりがな	( )	④ 必要な支援・環境面の配慮				
生年月日(学年)	年 月 日生( )	⑤ 就学先(学びの場)候補の選定				
		⑥ 支援提供可能性(合理的配慮)の検討				

【手順③・④】略（P 48,49 参照）

【手順⑤】就学先（学びの場）候補の選定

・「通級指導教室」がないため、候補となるのは「通常の学級」となります。

		障がいの状態の判断			
		① 障がいの区分・種類の判断	② 障がいの程度の判断		
			22条の該当	75%未満の特別支援学級	通常の学級
		視覚障害者			
		聴覚障害者			
		知的障害者			
		肢体不自由者			
		病弱者			
		言語障害者			
		自閉症者			
		情緒障害者			
		学習障害者			
		注意欠陥多動性障害者	○		○

  

シヨン等	目 標	将来の自立と社会参加に向けて（長期的な目標）	③ 教育目標の設定
		今の生活の充実に向けて（短期的な目標）	

  

環境面の配慮	⑤ 就学先（学びの場）候補の選定			
				C小学校

【手順⑥】支援提供可能性（合理的配慮）の検討

【手順⑦】就学先（学びの場）の判断

- ・就学先（学びの場）は、「通常の学級」と判断します。そして、通常の学級で提供できる合理的配慮について検討，整理しておく必要があります。
  - ・状況によっては、「通常の学級」に在籍したまま，一時的に特別支援学級の「弾力的運用」により，支援を行う場合もあります。
- この場合，均衡を失したり，過度の負担を課したりすることにつながりやすいことが考えられるため，慎重な検討が必要です。

	目 標	今の生活の充実に向けて（短期的な目標）	教育 目 標 の 設 定
--	--------	---------------------	-----------------------------

面の配慮	⑤ 就学先（学びの場）候補の選			⑦ 就学先 （学びの場） の判断	
		○小学校 特別支援 学級	(弾力的 運用)		○小学校
	⑥ 支援提供可能性（合理的配慮）の検				
	○	◎	△		
	○	○	△		
	△	○	○		



## 就学相談(判断)の事例 1

LD等通級指導教室の利用について、小学校1年生で始め、3年生で終了した事例を紹介します。

### 友だちとのトラブルが多い子どもへの指導 ～人とのかかわりを楽しめることを大切に～

小学校入学当初から動きが激しく、全体への指示が入りにくいタケルさん。教室を歩き回ったり、机に座ったりすることが多く、担任がふと目にを離れた際に廊下に出て、水飲み場やトイレに行くこともありました。また、勝ち負けに対するこだわりが強く、自分の非を認めないところがあったため、友だちとのトラブルが多い毎日でした。

保育園の頃から市町村の就学相談室で適切な就学のあり方が検討されてはいましたが、入学後に「通級による指導」が適切であると判断され、6月から週に2時間の指導を開始しました。通級指導教室の担当、通常の学級の担任、保護者が連絡を取り合いながら、スモールステップで課題を克服していきました。

#### 【入学当初】



## (1) LD等通級指導教室での指導

### 【ステップ1】 「通級指導教室は楽しいところだ」

- ・遊びを通して「見る」「聞く」「止まる」「動く」「待つ」ことを意識する。
- ・はじめと終わりを意識する。
- ・少しでも「できた」ことを感じ、喜ぶ（通級指導教室の担当が一緒になって）。

### 【ステップ2】 「自分の行いを知る」「負けても楽しめることを知る」

- ・自分が実際にしている行動を知る。
- ・正しい行動の仕方を知る。
- ・ゲームの中で、時には負けることがあることを体験する。

### 【ステップ3】 「自分の知っていることや考えを相手に伝える」

- ・自分が知っていることを思い出して、相手に正しく伝える努力をする。
- ・自分の気持ちや考えていることを言葉にする。
- ・自分の想いを言葉にすることで、手を出してしまうことをなくす。
- ・トラブルが起きても、その様子を正しく伝えることで、周りの人に分かってもらう。

### 【ステップ4】 「友だちと一緒に、ルールを守って楽しむ」

- ・約束やルールを守る。
- ・自分の順番になるまで黙って待つ。特に友だちの失敗を指摘しない。
- ・勝ち負けにこだわらず、一緒に活動できること自体を楽しめるようになる。
- ・友だちのよいところを見つける。

### 【ステップ5】 「活動のメリハリをつけながら、学習の基礎を学ぶ」

- ・ウォーミングアップ（紙飛行機、竹とんぼ作り、ピンポンキャッチ等）。
- ・何、だれ、いつ、どこ、どうした、どんな、どうして等を読み取る。
- ・見る、聞くことのトレーニング。

### 【ステップ6】 「正しく読む、じっくり聞いて考える、正しく相手に伝える」

- ・国語の教科書の音読（家庭学習：1日2ページを3回）。
- ・謎解きゲーム（なぞなぞを解き、暗号を組み立てて宝探しをする）。
- ・文章の組み立て（いつ、誰が、どこで、何を、どうする等を組み立てる）。

## (2) LD等通級指導教室の利用終了後

- ・通常の学級の担任は、タケルさんの特性をよく理解し、言葉を引き出し、よく聞くように努めました。
- ・書くことについて、特に、漢字はマス目から大きくはみ出していたものの、そこは大目に見て、得意なところで活躍できるよう配慮しました。
- ・タケルさんも、自分の特性を少しずつ理解し、できることを頑張ることにより、自己肯定感を高めていきました。
- ・4年生の頃は、ドッジボールのエースとして活躍しました。
- ・5年生では学級長に立候補しました。
- ・6年生では野球チームの主力として活躍。その他、学習面でも国語や算数だけでなく、苦手な図工や音楽でも精一杯の取組ができるようになりました。
- ・母親は子育てに自信を持ち、6年生のときには、PTA全体の大きな役を引き受けるなど、生き生きとした笑顔で活動していました。通級で学べたことに大きな感謝をしていました。

## (3) 取組から見えてきたこと

- ・多動性、衝動性の高い注意欠陥多動性障害のある子には、入学後の早い段階で指導を始めることにより、障がいによる学習上、生活上の困難の改善・克服がなされやすいと考えられます。
- ・通常の学級の担任と保護者がともに、通級指導教室での指導を十分に理解し、わずかな変化をともに喜び、感謝し合えたこと・・・「感謝のキャッチボール」が、育ちのエネルギーになっていたと考えられます。

※ この事例は、「発達障害児等を支える指導・支援事例集（平成24年3月長野県教育委員会）」に掲載された事例26を抜粋・修正し、その後の様子を追加して紹介しました。

## 就学相談(判断)の事例 2

重度重複障がいのある子どもの就学先に係る判断は、今後、丁寧な検討が必要となってくる分野であると考えられます。

なぜなら、合意形成にあたっては、インクルーシブ教育の理念の下、「障害のある子供と障害のない子供が、できる限り同じ場で共に学ぶことを目指すべきであり、その場合にはそれぞれの子供が、授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうかを最も本質的な視点である」(『教育支援資料』平成25年10月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)ことを踏まえ、検討していく必要性が特に高いと考えられるからです。

一緒に考えていただくきっかけになることを願い、事例を紹介します。

### 重度重複障がいのある子の就学相談(判断)

～特別支援学校間の連携を生かして～

ヨシコさんは、生後間もなく、気管狭窄症のため手術入院。2年間の入院後、母子通園施設を経て、盲学校の早期支援教室を利用しました。

食事はミキサー食を少量経口摂取でき、残りは胃ろうからの注入を行います。

視力は両眼で0.2の測定値ですが、家や教室など、慣れた場所や好きなものは判別できるものが増えています。

聴力は正確な測定は困難ですが、好きな音には反応するようになりました。

熱が出やすく、体調を崩すと長引きます。

#### <障がいの状態及び診断名>

- ・先天性気管狭窄症
- ・呼吸機能障害
- ・感音性難聴(補聴器装用)
- ・中枢性視覚障害
- ・体幹の機能障害
- ・発達障害(自閉症スペクトラム)

### (1) 盲学校幼稚部からの相談（年長時6月）

就学にあたり、ヨシコさんにとって適切な教育を受けられる学校を選択したいという保護者の願いを受け、相談が始まりました。障がい重複している子どもであることから、盲学校、ろう学校、知的障害特別支援学校が、就学先の候補となりました。

### (2) 知的障害特別支援学校見学及び相談（6月中旬）

ヨシコさんと両親で小学部の生活の様子を見学しました。大きな集団での生活経験がないので、本人も両親もやや不安を感じたようです。

### (3) ろう学校見学及び相談（7月中旬）

両親は、少人数で聞こえについての専門的な支援が受けられることは、よいと感じました。

### (4) 盲・ろう・知的障害特別支援学校間の情報共有（7月中旬）

課題として話題になったことは以下のとおりです。

- ・医療的ケアへの対応
  - ・ヨシコさんに合った教育課程の検討（集団、専門性の提供、内容 等）
- 情報共有後、各校ごとに課題を再検討しました。

### (5) 両親と3校との相談（9月中旬）

ヨシコさんが体調を崩したこともあり、相談がなかなか進まない時期がありました。

その間、両親は悩むことが多かったため、在籍している盲学校幼稚部の担任が両親の迷いに寄り添い、その都度、3校間で情報を共有しました。

3校の教育相談担当者は各学校で検討した結果を保護者に伝えました。

いずれの学校へ入学しても、ヨシコさんの様子や教育的ニーズの変化に合わせて、それぞれの専門性を合わせる必要があるということは、両親も理解していました。1校に絞らなければならない難しさは誰もが感じていました。

### (6) 両親の意向確認（10月中旬）

ろう学校担当者からの情報を基に、知的障害特別支援学校の教育相談担当者も同席し、保護者の意向（知的障害特別支援学校に就学）を確認しました。

保護者からは、自閉症への専門的な支援とともに、大勢の友だちと元気に過ごしてほしいという願いが語られました。また、ヨシコさんを取り巻く家族の生活バランスも考慮していることが分かりました。

ろう学校とも情報を共有し、今後も3校で協力しながら、支援を工夫することを、保護者も希望していました。

#### **(7) 教育支援（就学相談）委員会への資料作成**

---

資料には、知的障害、聴覚障害、視覚障害、医療的ケアが必要なお子さんであることを明記し、就学後の連携と就学先の変更も含めた、継続的な教育支援が必要であることも記しました。

#### **(8) 入学準備**

---

ヨシコさんの体調の安定を最優先しながら、入学までの期間に体験学習を繰り返していきました。

場所に慣れれば自ら移動できる範囲も広がるという、伸びてきている力を手がかりに、できるだけ安心して入学できることを考えていきました。

医療的ケアについても、校内の学校保健委員会と連携しながら、体制を整えていきました。

#### **(9) 取組から見えてきたこと**

---

- ・重複障がいの主障がいの分析に労するよりは、子どもの全体像をとらえ、生活全体を整えながら、その都度、必要性に応じて専門性を提供することが、その子らしい自立と社会参加につながると考えられます。
- ・保護者と関係者がともに迷い、ともに喜び合いながら、継続してじっくり考え続けることが、その時点で最も納得できる判断へとつながります。